

熊本市市道認定基準のお知らせ

〔認定基準〕

1. 幅員

有効幅員4.0メートル以上です。

2. 縦断勾配

縦断勾配は9%以下とします。ただし、地形形状やむを得ない場合は、12%以下とします。

3. 接続先

認定を要望される道路は、一方は必ず幅員2.7メートル以上の公道に接していなければなりません。他方は、1.8メートル以上の公道に接するか、または、認定可能な開発道路に接続していなければなりません。

4. 袋路状道路

ただし、行き止まりになっている袋路状道路の場合は、終点到自動車が出ターンできるスペース(転回広場)が必要です。

5. 利用戸数

市道として認定されるためには、該当道路を利用する建築物の戸数が2戸以上、袋路状道路については5戸以上あることが必要です。

6. 隅切り

道路の交差部分には、隅切りが必要です。隅切りは2メートル×2メートルの二等辺三角形の斜辺を基本にします。ただし、地形上やむを得なく片隅切りしかできない場合は、7メートル以上の間口を確保することが必要です。

7. 道路排水施設

認定対象道路にある既存の排水施設は、当該道路が市道として認定された時点で、所有権を熊本市に移転することが必要になります。

8. 階段道路

有効幅員が2.0メートル以上あり、通り抜けできる階段道路は、市道として認定します。

9. 道路用地

認定対象道路は、土地所有者が無償で寄付をするものでなければなりません。分筆が必要な土地は、熊本市の費用で分筆登記を行います。また、寄付申請を受ける土地の抵当権の抹消は熊本市で行います。ただし、申請者は熊本市へ道路敷地の寄付を行うことについて、事前に金融機関からの承認を得ておいて下さい。

手続き

- (1) 市道認定要望書を提出してください。
- (2) 当課職員が現地調査をしたうえ、地元代表者に当該道路の認定条件を提示します。
- (3) 認定基準を満たす場合は、当該道路の土地所有者から道路敷地寄付申請、印鑑証明、登記承諾書を提出してもらいます。
- (4) 境界立会、測量を実施します。
- (5) 市道の認定議案を市議会(年4回)に提出します。
- (6) 議会で承認後、分筆および所有権の移転登記を行います。
- (7) 登記済みの通知を寄付申請者に行います。
- (8) 地元から道路整備要望書を提出してもらいます。
- (9) 側溝や舗装など当該道路の整備をします。